

第2次豊中市都市計画マスタープラン

都市計画に関する基本的な方針



豊中市

はじめに

本市は、全国各地への玄関口である大阪国際空港、北部大阪の都市拠点である千里中央地区が位置するなど、恵まれた交通環境を活かしながら、うるおいある住宅都市であるとともに、府内有数の事業所が集積する都市として発展してまいりました。まちづくりにおいては、平成 12 年（2000 年）に「豊中市都市計画マスタープラン」を策定し、「人と地域を世界と未来につなぐまちづくり」を基本理念に掲げ、平成 32 年（2020 年）までの 20 年間に計画期間として、その実現に向けて取組みを進めてまいりました。

近年、全国的な人口減少・少子高齢化の進行、社会経済状況の変化、ライフスタイルの多様化など、本市を取り巻く社会環境は大きく変化しています。また、本市は平成 24 年（2012 年）に中核市に移行し、地方分権が進むなか、市町村の都市計画決定権限の拡大が図られるなど、地域の特性や課題に応じた市町村による主体的な取組みが求められています。このような状況に対応するため、市政運営の根幹となる「第 4 次豊中市総合計画」の策定と連携し、「第 2 次豊中市都市計画マスタープラン」を策定することとなりました。

新たな都市計画マスタープランは、本格的な人口減少時代を迎えるなか、都市の活力を維持していくため、周辺都市との連携や、適切な土地利用の誘導と公共交通を中心としたまちづくりによるコンパクトな都市構造の維持といった考え方に重点を置いて、都市づくりの方針を定めており、これまでのまちづくりの積み重ねを継承しつつ、本市の特性や個性豊かな地域の特色を活かした都市づくりの目標を掲げ、多様な主体の参画・協働のもと活力あるまちづくりを進めるための指針となるものです。

本計画の策定にあたっては、アンケート、ワークショップ、フォーラムの開催などを通して、市民、事業者の皆様をはじめ、多くの方々から貴重なご意見、ご提言をいただいたことを、心よりお礼申し上げます。

平成 30 年（2018 年）4 月
豊 中 市



目次

序章 都市計画マスタープランについて

第1節 策定にあたって	2
第2節 都市計画マスタープランの概要	4

第1章 豊中市の特性と課題

第1節 豊中市の概況	8
第2節 市民・事業者の意識	16
第3節 都市づくりの課題	20

第2章 都市づくりの目標

第1節 都市づくりの目標と重点的な視点	24
1. 都市づくりの目標	25
2. 都市づくりの重点的な視点	26
第2節 都市空間の将来像	28
1. 都市構造	28
2. 土地利用	31

第3章 都市づくりの方針

第1節 活力あふれる便利で快適なまち	34
1. 活力あふれる便利で快適なまちづくり	34
2. 誰もが移動しやすい交通環境づくり	40
第2節 みどり豊かなうるおいのあるまち	45
1. 自然環境や都市のみどりに触れ合える環境づくり	45
2. まちの魅力を高める都市景観づくり	50
第3節 安全でゆとりのあるまち	54
1. 住んでみたい住み続けたいまちづくり	54
2. 安心・安全に暮らせるまちづくり	59
第4節 地域の個性を活かすまち	63
1. 地域の個性を活かしたまちづくり	63
第5節 地域別索引図	69

第4章 計画推進のために

1. 多様な主体の参画と協働によるまちづくりの推進	86
2. 広域的連携	90
3. 都市計画マスタープランの進行管理と見直し	90

参考資料

1. 用語集	92
2. 関連計画等一覧	99
3. 第2次豊中市都市計画マスタープランの策定経緯	100
4. 豊中市都市計画審議会委員	101

第2次 豊中市都市計画マスタープランの構成

序章 都市計画マスタープランについて

- 第1節 策定にあたって
- 第2節 都市計画マスタープランの概要

第1章 豊中市の特性と課題

- 第1節 豊中市の概況
- 第2節 市民・事業者の意識
- 第3節 都市づくりの課題

第2章 都市づくりの目標

第1節 都市づくりの目標と重点的な視点

- 1. 都市づくりの目標
- 2. 都市づくりの重点的な視点

第2節 都市空間の将来像

- 1. 都市構造
- 2. 土地利用

第3章 都市づくりの方針

第1節 活力あふれる便利で快適なまち

- 1. 活力あふれる便利で快適なまちづくり
- 2. 誰もが移動しやすい交通環境づくり

第2節 みどり豊かなうるおいのあるまち

- 1. 自然環境や都市のみどりに触れ合える環境づくり
- 2. まちの魅力を高める都市景観づくり

第3節 安全でゆとりのあるまち

- 1. 住んでみたい住み続けたいまちづくり
- 2. 安心・安全に暮らせるまちづくり

第4節 地域の個性を活かすまち

- 1. 地域の個性を活かしたまちづくり

第5節 地域別索引図

北部地域

北東部地域

中北部地域

中部地域

西部地域

東部地域

南部地域

第4章 計画推進のために

- 1. 多様な主体の参画と協働によるまちづくりの推進
- 2. 広域的連携
- 3. 都市計画マスタープランの進行管理と見直し

序章

都市計画マスタープランについて

第1節 策定にあたって	P. 2
第2節 都市計画マスタープランの概要	P. 4



序章 都市計画マスタープランについて

第1節 策定にあたって

本市では、都市計画法改正および地方分権一括法の施行に伴い、都市計画決定の権限が大幅に市町村へ移譲されたことを契機として、本市の特性に応じたまちづくりを進めるため、平成12年（2000年）に都市計画に関する基本的な方針を示す「豊中市都市計画マスタープラン」を平成32年度（2020年度）を目標年次として策定し、計画期間20年のうち10年が経過した平成22年度（2010年度）には中間見直しを行いながら、その実現に取り組んできました。

こうしたなか、本市を取り巻く社会環境の変化や、多様化する行政課題に対応するため、市政運営の根幹となる「第3次豊中市総合計画」の見直しを行い、「第4次豊中市総合計画」を策定することとなり、まちづくりはハードだけでなくソフト施策を有機的に組み合わせ、総合的に取り組むことが効果的であることから、都市計画マスタープランについても、総合計画と連携して点検・見直しを行い、「第2次豊中市都市計画マスタープラン」として、新たに策定するものです。

そして、都市計画マスタープランが示す都市づくりの実現には、長期の期間を要することから、これまでの都市づくりの考え方を継承するとともに、本市を取りまく社会環境の変化やまちづくり関連法令などの制定・改正動向などを踏まえた課題の抽出を行い、それに適切に対応するための都市づくりの考え方を示すことで、行政だけではなく、市民・事業者などのまちを構成する多様な主体の参画と協働のもと進めていくための指針とします。

（1）本市を取り巻く社会環境の変化

人口減少や少子高齢化の進行、社会経済情勢の変化、住宅や公共施設の老朽化、地球環境問題への対応、防災・防犯意識の高まり、コミュニティの多様化、地方分権の進展と広域連携の一層の強化など都市づくりを進める社会環境が急激に変化しており、国においては、人口減少に歯止めをかける対策や急速な少子高齢化の進行への対応など、将来にわたる日本社会の活力維持に向けた取組みが進められています。

また、北部大阪地域では、新名神高速道路の開通や北大阪急行線延伸が予定されており、さらなる交通利便性の向上が期待されるとともに、エキスポシティの開業、吹田操車場跡地の開発や鉄道延伸に伴う新駅周辺のまちづくりなど、新たな拠点形成の取組みが進んでいます。

また、本市の財政状況は、平成11年度（1999年度）から続いた財政非常事態宣言から平成25年度（2013年度）に脱却しましたが、今後想定される人口減少による税収減をはじめ、公共施設の更新や社会保障経費の増大に伴う財政負担の増加など、財政状況は厳しさを増していくことが予測されるため、効率的かつ効果的な市政運営が可能な都市づくりが必要となります。

(2) まちづくり関連法令などの制定・改正の主な動向

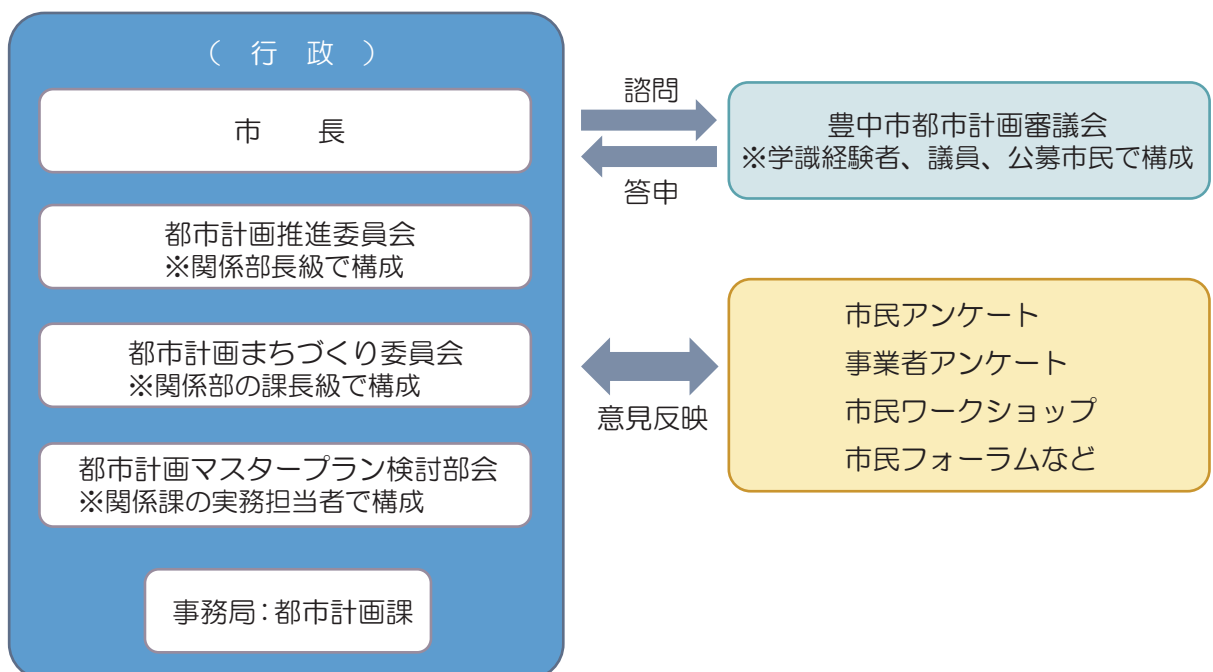
平成 24 年（2012 年）の都市計画法の改正により、地域地区や都市施設にかかる都市計画決定の権限が市町村に移譲され、市の特性に応じた主体的な取り組みが行えるようになりました。また、住民や事業者と一体となってコンパクトなまちづくりに取り組むことを目的とする「都市の低炭素化の促進に関する法律」が制定されています。そして、平成 26 年（2014 年）には、大規模自然災害などに対する備えを示し、地方公共団体のさまざまな分野別計画などの指針となる「国土強靱化基本計画」が策定されるとともに、「都市再生特別措置法」の改正において、コンパクトなまちづくりと公共交通網との連携によるまちづくりを進めるための立地適正化計画制度が創設されました。

本市では、平成 24 年（2012 年）に中核市に移行し、都市計画や環境保全などに関する事務処理の権限移譲を大阪府から受けたことに伴い、本市独自の「豊中市屋外広告物条例」を制定しました。また、市民主体のまちづくりを進めるため、地域のつながりを強め、より良い地域づくりをめざす「豊中市地域自治推進条例」の制定や、身近な地域のまちづくりを進めていくために「豊中市地区まちづくり条例」の改正などを行っています。

(3) 検討体制

都市計画マスタープランの策定にあたっては、庁内検討組織として、実務担当者による「都市計画マスタープラン検討部会」、課長級による「都市計画まちづくり委員会」、部長級による「都市計画推進委員会」を設置し、全庁的な検討体制を構築の上、行政案をとりまとめ、市民説明会や意見募集でいただいたご意見を踏まえながら、最終的に「豊中市都市計画審議会」に諮問し、答申を経て計画を策定しました。

また、広く市民や事業者などの意見の反映に努めるため、総合計画の見直しと連携しながら市民や事業者などに対するアンケート調査やワークショップ、市民フォーラムなどを実施しました。



第2節 都市計画マスタープランの概要

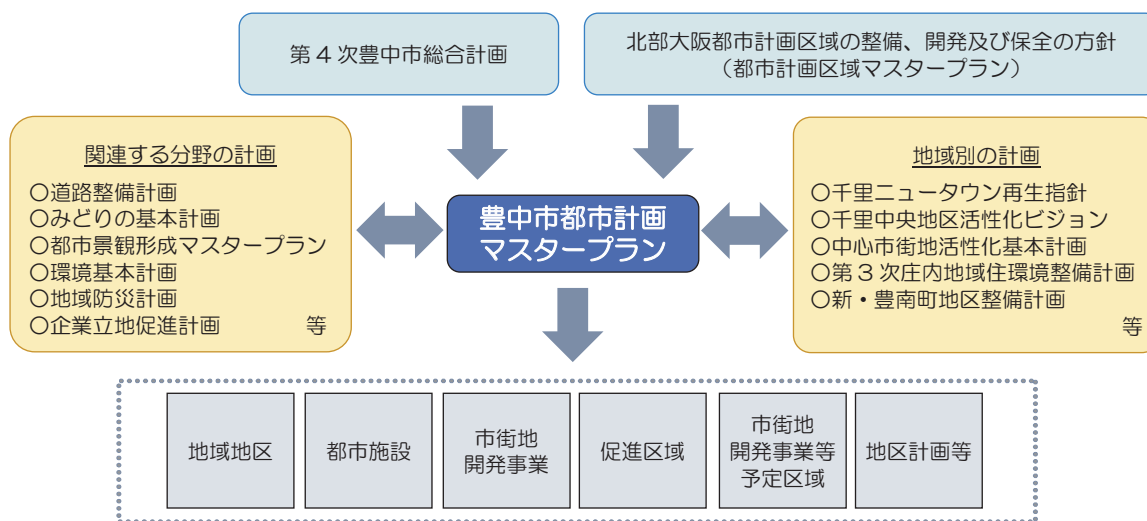
(1) 役割

都市計画マスタープランは、市町村自らが定める都市計画の総合的な指針として、以下のような役割があります。

- ・長期的な視点のもと、都市づくりの目標やその実現に向けた方針を示すとともに、個別の都市計画の決定・変更を行う際の指針となります。
- ・「第4次豊中市総合計画」が示すまちの将来像について、都市計画の面から実現するため、拠点整備や土地利用、道路・公園などの整備、防災や景観面での取組みなどの考え方を分かりやすく示しています。
- ・都市計画を分かりやすく示すことで、市民・事業者などのまちづくりへの理解と参画を促進し、協働によるまちづくりを進める役割を担っています。

(2) 位置付け

都市計画マスタープランは、「第4次豊中市総合計画」と、大阪府が定める「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に基づき、関連計画との整合を図りながら策定します。



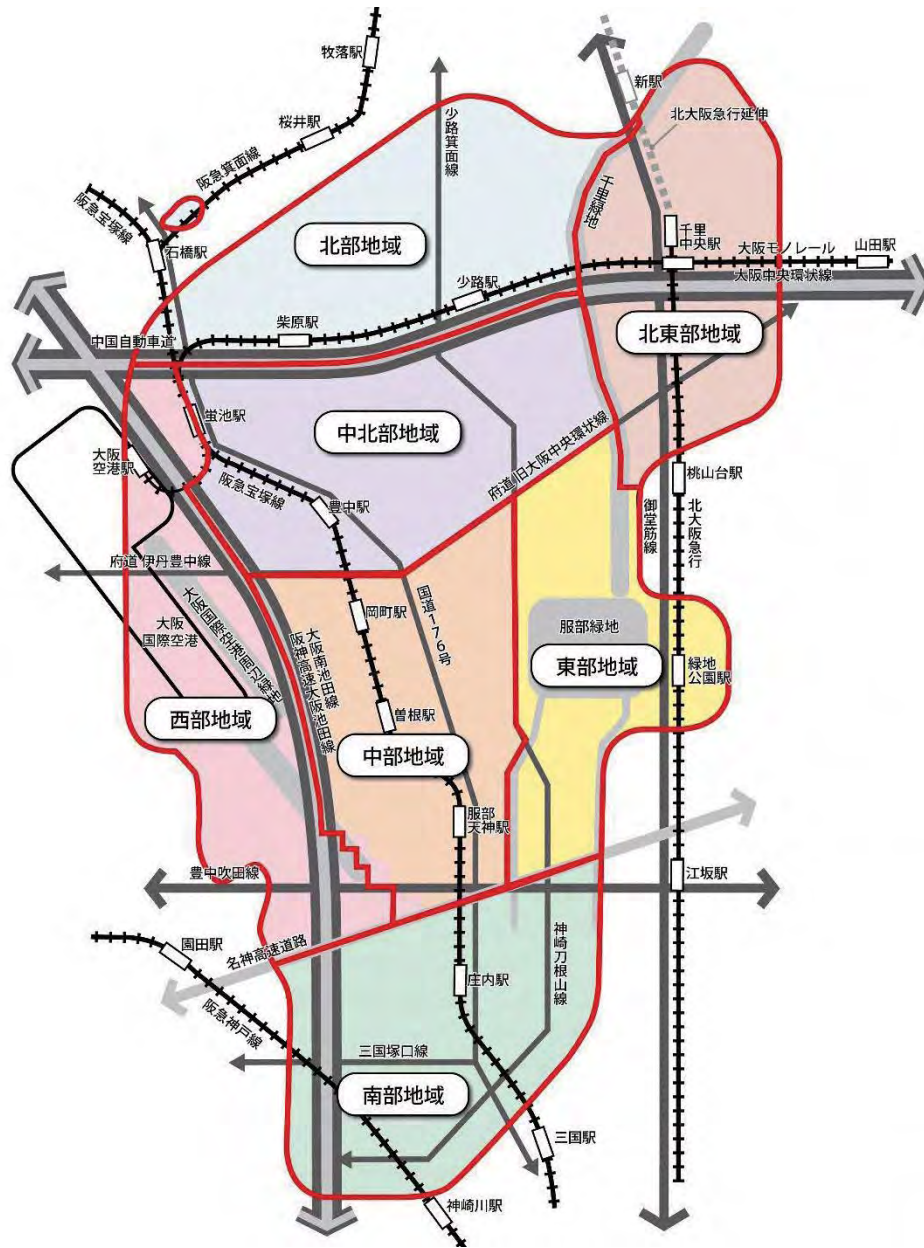
(3) 目標年次

人口減少など社会環境の変化を見据え、平成52年（2040年）頃の都市の姿を展望しつつ、策定から10年後の平成39年度（2027年度）を目標年次とします。

計画期間：平成30年度（2018年度）～平成39年度（2027年度）

(4) 地域区分

都市計画の決定などに際しては、地域によって異なる都市基盤の状況、まちの形態や機能など、地域特性を踏まえて検討する必要があるため、地形地物、市街地形成履歴、市街地特性のほか、日常生活圏などを考慮して、地域区分を以下のとおり設定します。



地域	地域区分
北部	大阪中央環状線以北の地域および千里緑地以西の地域
北東部	千里ニュータウンおよび上新田からなる千里緑地以東の地域
中北部	阪急宝塚線沿線地域で千里緑地以西および府道旧大阪中央環状線以北の地域
中部	阪急宝塚線沿線地域で府道旧大阪中央環状線以南および名神高速道路以北の地域
西部	阪神高速大阪池田線、大阪国際空港周辺緑地および阪急蛸池駅以西の地域
東部	北大阪急行・御堂筋線沿線地域で天竺川以東および名神高速道路以北の地域
南部	名神高速道路以南の地域

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

参考資料

コラム

私たちが暮らす場所はかつてどのような姿だったのでしょうか。豊中市の昔の姿を紹介します。



[コラム] ～「津の国」豊中～

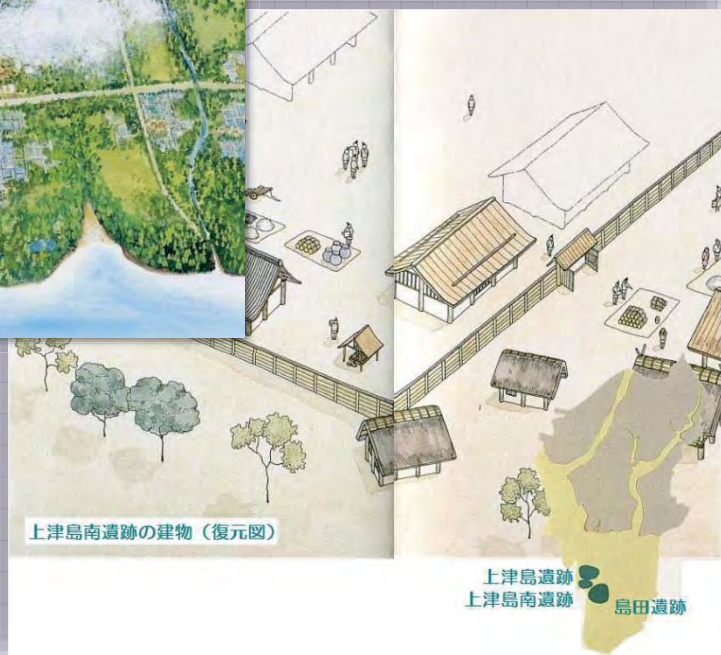
現在、大阪国際空港により日本各地とつながる豊中市ですが、奈良時代に「津の国」と呼ばれた頃には、「港」を通じて各地とつながっていました。

その頃の遺跡が上津島、上津島南、島田の3つの遺跡（右下図）です。弥生時代の終わり頃、猪名川の河口近くにできたムラが発展し、飛鳥時代頃にはこのあたり一体が港を中心に栄えるベイエリアとなりました。難波宮が平城京の海の玄関口として重要になると、港はますます栄えることとなり、倉庫などの建物が建ち並んでいました。

かつての豊中では、この地を通じて、各地からさまざまな物や情報がもたらされ、文化が開けたと考えられます。



“津の国” 奈良時代の豊中
(イメージ)



上津島南遺跡の建物（復元図）

上津島遺跡
上津島南遺跡
島田遺跡

上津島南遺跡の建物復元図（イメージ）

資料：とよなか文化財ブックレット（豊中市教育委員会）